



ほけんだより

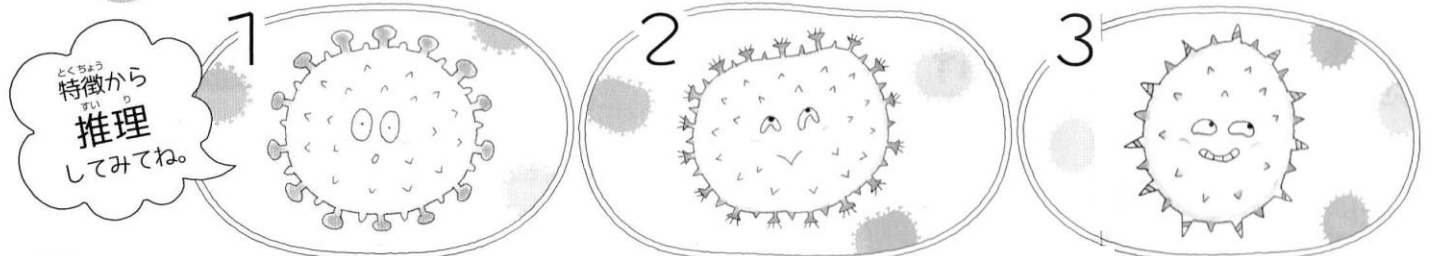
冬休み号

令和5年12月22日
浦崎中学校 保健室

明日から待ちに待った冬休みです。みなさんは、どのように過ごしますか？
冬休みも規則正しい生活を行い、現在流行しているインフルエンザなどの感染症に
かからないように、予防していきましょう！
そして身体をしっかりと休め、3学期に備えましょう。



Q. 何の病気のウイルスでしょう？



	1のウイルス	2のウイルス	3のウイルス
どうやってうつる？	<ul style="list-style-type: none"> *感染した人のくしゃみやせきでウイルスが飛び散る *ウイルスのついた手で鼻や口をさわる 	<ul style="list-style-type: none"> *感染した人のくしゃみやせきでウイルスが飛び散る *ウイルスのついた手で鼻や口をさわる 	<ul style="list-style-type: none"> *ウイルスに汚染された二枚貝や、十分に加熱されていないものを食べる *ウイルスが手に付いた人がさわった食材を食べる *感染した人の吐しゃ物や便からウイルスが移り、口に入る
症状	<ul style="list-style-type: none"> ○37～38℃位の微熱 ○くしゃみ、のどの痛み ○鼻水、鼻づまり 	<ul style="list-style-type: none"> ○38℃以上の高熱 ○頭や筋肉、関節が痛む ○のどの痛み、鼻水やせきが出ることも ○「急に」全身がだるくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ○吐き気、おうと ○下痢、腹痛 
かかったらどうする？	<ul style="list-style-type: none"> ◇睡眠をとり、安静にする ◇食べられそうなら消化の良い食事をする ◇水分補給をする 	<ul style="list-style-type: none"> ◇早めに病院で抗ウイルス薬をもらう (発症から48時間以内に飲むと、発熱期間が1～2日短くなります) ◇睡眠をとり、水分補給をする ◇熱が下がっても決まった日数は安静にする 	<ul style="list-style-type: none"> ◇安静にする ◇水分補給をする(脱水症状に注意) 

SNS の使い方で犯罪者に?使い方に注意 ⚠

みなさんが普段何気なく使用している SNS は、自分の知りたい情報が知れたり、他者と連絡がとりやすかったりと、とても便利なものです。しかし使い方によっては犯罪に問われることがあります。

どのような行為がいけないのか、考えてみましょう。

①「この学校を爆破する」と SNS に書く

→**威力業務妨害罪** (3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金)

警察や消防隊が学校に来て、授業ができなくなるため。

②友達のテストの点数を SNS に書く

→**名誉毀損罪** (3 年以下の懲役禁固または 50 万円以下の罰金)

友達の知られたくない情報を勝手にばらまいたことになるため。

③友達(小4)の裸の写真をスマートフォンで撮る

→**児童ポルノ禁止法違反(製造)** (3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金)

女の子も男の子も 18 歳未満の裸の写真を撮るだけで罪になる。

インターネットにのせると、5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金(両方の場合も)になる。

④雑誌にのっていたアイドルの写真をスマートフォンで撮って、SNS に投稿する

→**著作権法違反** (10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金)

映画や音楽、写真、文章などは著作権法で守られているため。

⑤「〇〇くん、うざい」と SNS に書く

→**侮辱罪** (30 日未満の拘留または 1 万円以下の科料)

「〇〇君はカンニングした」など、具体的な事実を書いた場合は、「**名誉毀損罪**」で 3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金になる。侮辱罪は 30 日未満、1 万円以下と軽いように思えるが、罪を犯したという前科が残る。

※スマホ・ネット基礎・基本ワーク(竹内和雄著書) 参照



ポイント

軽い気持ちで書きこんでしまったとしても、場合によっては犯罪になることもあります。

インターネットは、安易に書きこみができますが、書きこむ前に自分の投稿が人を傷つけたり、嫌な気持ちにさせたりしないか、確認してから投稿するようにしましょう。